

保育料について(受付日：令和6年6月5日)

Q 保育料が高い。第1子の保育料も無償化して欲しい。

A 保育料については、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

保育料の無償化については、県内他市で展開されている様々な独自性のある子育て支援策の効果を見極めながら、本市として取り組むべき子育て支援策について検討していきたいと考えています。

こども未来部 保育幼稚園課